

越前市告示第125号

令和7年12月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月18日

越前市長 山 田 賢



1 日 時 令和7年11月25日 午前10時

2 場 所 越前市議会議場

議案第 67 号

越前市自転車置場設置及び管理条例の一部改正について
越前市自転車置場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 25 日提出

越前市長 山田 賢一

越前市自転車置場設置及び管理条例の一部を改正する条例

越前市自転車置場設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

越前市しきぶ駅自転車置場	越前市畠町第 2 号 1 番地の 10
--------------	---------------------

第 3 条の見出しを「（利用車両）」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号中「（昭和 35 年法律第 105 号）」を削り、同号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

（1）道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車

第 8 条の見出し中「放置自転車」を「放置車両」に改め、同条中「自転車について」を「第 3 条に掲げる車両について」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

議案第68号

越前市職員の給与に関する条例等の一部改正について

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

越前市長 山田 賢一

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(越前市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 越前市職員の給与に関する条例（平成17年越前市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第32条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の区分	級号給	給料月額							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年前	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
短時間勤務職員以外	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700

の職員	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	

34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400	
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800	
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200	
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600	
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		

62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					

90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					
109		312, 300	364, 200					
110		312, 600						
111		313, 000						
112		313, 300						
113		313, 500						
114		313, 700						
115		314, 000						
116		314, 400						
117		314, 600						

	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

第2条 越前市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第34条」を「第33条」に改める。

第5条第4項中「55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える」を「次の各号に掲げる」に改め、「昇給は、」の次に「当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

第27条第3項中「及び第32条」を削る。

第29条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の17

2. 5」を「100分の96. 25」に改める。

第32条第2項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び特定任期付職員」を加え、「100分の107. 5」を「100分の106. 25」に改め、同項第2号中「100分の52. 5」を「100分の51. 25」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項の職員のうち特定任期付職員 当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の88. 75を乗じて得た額の総額
第33条を削り、第34条を第33条とし、第35条を第34条とし、第36条を第35条とする。

附則第7条第4項中「3, 500円」を「5, 000円」に改める。

別表第3中

「

(5) 職員が災害応急作業等に従事したとき。	日額	500円
------------------------	----	------

」を

「

(5) 職員が災害応急作業等に従事したとき。	日額	710円から1, 080円までの範囲内で規則で定める額
------------------------	----	-----------------------------

」に

改める。

(市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長等の給料その他の給与に関する条例（平成17年越前市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の127. 5」に、「100分の172. 5」を「100分の177. 5」に改める。

第4条 市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127. 5」を「100分の126. 25」に、「100分の177. 5」を「100分の175」に改める。

(教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例(平成27年越前市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(越前市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 越前市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年越前市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「375,000」を「405,000」に、「424,000」を「455,000」に、「477,000」を「508,000」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第7条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定(越前市職員の給与に関する条例別表第1の改正規定に限る。)による改正後の越前市職員の給与に関する条例の規定は令和7年4月1日から、同条の規定(越前市職員の給与に関する条例別表第1の改正規定を除く。)による改正後の越前市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の市長等の給料その他の給与に関する条例(次条において「第3条改正後市長等給与条例」という。)及び第5条の規定による改正後の教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例(次条において「第5条改正後教育長給与条例」という。)の規定は令和7年12月1日から適用する。

(給与の内扱)

第3条 第1条の規定による改正後の越前市職員の給与に関する条例(以下「第

1条改正後給与条例」という。)、第3条改正後市長等給与条例又は第5条改正後教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の越前市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の市長等の給料その他の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例、第3条改正後市長等給与条例又は第5条改正後教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(給与の改定に伴う経過措置)

第4条 令和7年4月1日から同年11月30日までの期間に退職し、又は死亡した職員の在職期間中の給与については、第1条改正後給与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(規則への委任)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 69 号

越前市子ども・子育て支援に関する基準を定める条例の一部改正について
越前市子ども・子育て支援に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 25 日提出

越前市長 山田 賢一

越前市子ども・子育て支援に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

越前市子ども・子育て支援に関する基準を定める条例（平成 26 年越前市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とし、第 4 条の
次に次の 2 条を加える。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）

第 5 条 乳児等通園支援事業は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、
かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者
を含む。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う児童福祉法
第 6 条の 3 第 2 3 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその
保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。）を提供することにより、
乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（次項において「利用乳幼
児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとす
る。

2 乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、
一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定による条例で定める乳児等通園支援
事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に

関する基準（令和7年内閣府令第1号）で定める基準をもって、その基準とする。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 支援法第54条の3の規定により準用する同法第46条第2項の規定による条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）で定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第70号

越前市下水道条例及び越前市水道事業給水条例の一部改正について
越前市下水道条例及び越前市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のと
おり制定する。

令和7年11月25日提出

越前市長 山田 賢一

越前市下水道条例及び越前市水道事業給水条例の一部を改正する条例
(越前市下水道条例の一部改正)

第1条 越前市下水道条例（平成17年越前市条例第189号）の一部を次のよ
うに改正する。

第14条本文中「工事は」の次に「、次の各号に掲げる工事を除き」を加え、
同条ただし書きを削り、同条に次の各号を加える。

(1) 規程で定める軽微な工事

(2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法
(昭和27年法律第292号) 第7条の規定により置かれた下水道事業
の管理者を含む。以下この号において同じ。)の指定を受けた者に工事
を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者
が行う工事

第33条第3項第4号中「(昭和27年法律第292号)」を削る。

(越前市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 越前市水道事業給水条例（平成17年越前市条例第230号）の一部を
次のように改正する。

第13条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営
企業法（昭和27年法律第292号) 第7条の規定により置かれた水道事

業の管理者を含む。) が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 13 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 71 号

損害の賠償について

本市は、事故被害者に対して、次により損害を賠償する。

令和 7 年 1 月 25 日提出

越前市長 山田 賢一

1 賠償の理由

令和 7 年 10 月 4 日午前 9 時 20 分頃、武生中央公園総合体育館南側駐車場において、本市公用車が駐車スペースから左方向に発進する際に、左側に停まっていた相手方所有の自動車に接触し、車体に損害を与えたので、過失割合に応じて賠償する。

2 賠償の金額 2,124,287 円

3 賠償の相手方 越前市小松一丁目

法人

議案第 72 号

越前市児童館の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 25 日提出

越前市長 山田 賢一

1 管理を行わせる公の施設の名称

越前市児童館設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 97 号）第 2 条に
規定する児童館

2 指定管理者

所在地 越前市府中一丁目 11 番 2 号

名 称 社会福祉法人越前市社会福祉協議会

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 73 号

越前市越前和紙の里紙の文化博物館、越前市越前和紙の里卯立の工芸館、越前市越前和紙の里体験工房「パピルス館」及び越前市越前和紙の里コミュニティ広場の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 25 日提出

越前市長 山田 賢一

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 越前市越前和紙の里紙の文化博物館設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 153 号）第 2 条に規定する越前市越前和紙の里紙の文化博物館
- (2) 越前市越前和紙の里卯立の工芸館設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 154 号）第 2 条に規定する越前市越前和紙の里卯立の工芸館
- (3) 越前市越前和紙の里体験工房「パピルス館」設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 155 号）第 2 条に規定する越前市越前和紙の里体験工房「パピルス館」
- (4) 越前市越前和紙の里コミュニティ広場設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 156 号）第 2 条第 1 項に規定する越前市越前和紙の里コミュニティ広場

2 指定管理者

所在地 越前市大滝町第 11 号 11 番地

名 称 福井県和紙工業協同組合

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第74号

越前市八ツ杉森林学習センターの指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

越前市長 山田 賢一

1 管理を行わせる公の施設の名称

越前市八ツ杉森林学習センター設置及び管理条例（平成17年条例第150号）第2条に規定する越前市八ツ杉森林学習センター

2 指定管理者

所在地 越前市高瀬二丁目3番3号

名 称 公益財団法人越前市文化振興・施設管理事業団

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 75 号

越前市議会委員会条例の一部改正について

越前市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 25 日提出

越前市議会議員	川	崎	悟	司
〃	砂	田	竜	一
〃	橋	本	弥	登志
〃	清	水	一	徳
〃	川	崎	俊	之
〃	安	立	里	美
〃	小	形	善	信

越前市議会委員会条例の一部を改正する条例

越前市議会委員会条例（平成 17 年越前市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「7 人」を「8 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の越前市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長又は委員（以下「委員等」という。）に互選又は選任されている者は、この条例の施行の日に、改正後の越前市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、委員等にそれぞれ互選又は選任されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づき議会運営委員会に付託されている事項は、それぞれ改正後の条例の規定に基づき議会運営委員会に付託された事項とみなす。

議案第 7 6 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
次の者を越前市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運
営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 越前市粟田部町

氏 名 坂 川 雅 宣

年 齢 54 歳

令和 7 年 1 月 27 日提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 77 号

公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて
次の者を越前市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第
2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 越前市本多二丁目

氏 名 浅 井 純 一

年 齢 69 歳

令和 7 年 1 月 27 日提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 78 号

監査委員の選任につき同意を求めるについて
次の者を越前市監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 越前市村国二丁目

氏 名 片 岡 由 季 子

年 齢 48 歳

令和 7 年 11 月 27 日提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 80 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 18 日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 川崎 悟司

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年越前市
条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に
改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように
改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 177.5」を「100 分の 175」に改め
る。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日
から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用
する。

（期末手当の内扱）

3 改正後条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の議会の

議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。